

平成25年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月16日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年12月16日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第65号 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

協議事項

- 1) 学校給食の安全・安心について

報告事項

- 1) 消費税増税による給食費の値上げ見合わせについて

説明事項

- 1) 可児市重度障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の改正について
- 2) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて
- 3) 可児市地域福祉計画について
- 4) 可児市健康増進計画について

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	天羽良明	副委員長	山口正博
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	山根一男	委員	川上文浩
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐藤誠	教育委員会事務局長	高木美和
健康福祉部参事	小池百合子	健康福祉部次長	安藤千秋
健康増進課長	井藤裕司	国保年金課長	大澤勇雄
こども発達支援センター くれよん所長	井上さよ子	教育総務課長	山本和美
学校給食 センター所長	渡辺哲雄		

委員長（天羽良明君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

保育園の発表会等の見学、ありがとうございました。

きょうは、議題が盛りだくさんになっております。

ですが、午後から視察で、ふれあいの里可児とこども発達支援センターくれよんをお昼一番から用意しておりますので、審議をよろしくお願いいたします。

今日は、報道機関から取材の申し込みがあり、撮影等もされますので、御了承をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず議案第65号 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） 議案第65号の可児市児童発達支援センター設置条例の一部改正でございます。

資料は、議案書のほか、提出議案説明書が2ページ上段となります。また、お手元のくれよんのA4で1枚の資料、可児市児童発達支援センター設置条例の一部改正についても御参照ください。

それでは、まずA4資料のお手元のほうをごらんください。

改正趣旨の背景である改正の主なポイントを説明させていただきます。

改正により、児童デイサービスとして行ってきたくれよん事業は、児童発達支援事業という名称に変わりました。これは既に対応済みとなっておりますが、この改正では新たな事業も位置づけられました。放課後デイサービスなどです。

そして、今回のくれよんの改正につながる事項ですが、支給決定プロセスの見直し、具体的には、利用計画の作成とモニタリングが必要になったということがあります。市としては、市内に相談支援を行う事業所はなく、くれよん内に相談支援事業所の機能を置くことを予定するものです。

そのまま、さらに下の図を御参照ください。

今現在の時期は、改正の完全実施は平成27年4月からということで、みなし期間中となっております。

左の欄、平成24年3月まで、障がい児童が通所・居宅のサービスを利用します。その支給決定までのプロセスにおいて、まず通所サービス利用の方、相談を行います。利用計画作成等は不要でした。居宅サービス利用の方、計画作成等が望ましいとされていましたが、必須ではありませんでした。つまり利用計画作成等はほとんど行っていなかったというような状況がございます。

ここで少し語句の説明を補足させていただきますが、「利用計画」という言葉をよく用い

ますが、これはお子様の心身の状況や保護者の意向など、さまざまな事情を勘案した上での支援の総合計画（トータルプラン）を指します。介護保険でいうケアプランに似通ったものです。本人の解決すべき課題、支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

また、モニタリングとは、居宅訪問や面接等を定期的に行い、児童の生活実態と利用中のサービスがマッチしているかどうかを確認するものです。

図に戻りまして、右欄をごらんください。

平成24年4月1日からは、全てのサービスに関して計画作成、モニタリングが必要となりました。

A、児童福祉法に基づく相談支援を行う者を指定障害児相談支援事業者といたしまして、児童発達支援、放課後児童デイサービスの利用計画を作成します。

B、総合支援法に基づく相談支援を行う者をBの指定特定相談支援事業者といい、ヘルパー派遣などの利用計画を作成します。

計画を立てる利用児は1人で両方のサービスを受けることもありますので、A、B両方の指定を受けることを求められています。したがって、くれよんもA、Bともに指定を受けることを予定します。これにより、くれよん相談支援事業所は、以前から担当している児童発達支援利用児の計画はもとより、学童の放課後デイサービスや、さらに居宅系のサービス利用についてもニーズを把握し、一体的な利用計画の作成とモニタリングを行う事業所としての開設を予定いたします。

ただし、くれよん相談支援事業所の対象年齢は、乳幼児療育主体の機関であるくれよんといましては、幼児期からつながる小学生までとさせていただき予定です。

それでは、条例改正の具体的な内容に入らせていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

一部改正の内容は、現状のくれよん事業そのものに変更はなく、総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う新たな業務である相談支援を追加させていただくことなどが主な内容となっているものです。

まず第1条でございます。

設置目的、改正後の4行目でございますように、相談支援の文言を追加いたしました。そして、これに伴い条文の語句を児童福祉法に使用されている語句に合わせて一部変更しています。

また、この相談支援の意味は、広義の相談活動を意味するものとしても考えております。

次に、事業第4条でございます。

1号には、変わりなく行っていく児童発達支援事業、通常療育とよく呼んでおりますが、児童発達支援事業を置き、第2号に新たに取組む障がい児相談支援等の業務を置きました。

2号の業務についてでございます。

2号の業務内容は、根拠法が児童福祉法と総合支援法の2つになります。2号の1つ目の児童福祉法第6条の2第6項に基づく障がい児相談支援に関連し、計画を作成するサービス。

これは具体的には、児童発達支援及び放課後児童デイサービスになります。

そして、議案書は22ページになりますが、総合支援法第5条第17項に基づく特定相談支援に関連し、計画を作成するサービス。これは、ヘルパー派遣等の居宅サービスなどになります。

次に22ページ、第5条の改正前の事業の対象となる児童につきましては、相談支援の対象は保護者でもございますので、利用者と変更いたします。利用者の説明は、事業ごとに2つに分かれます。1号が現状の児童発達支援の対象者で、小学校就学前、就学開始始期に達するまでの児童、つまり乳幼児とその保護者。2号の障がい児相談支援等につきましては、中学校就学の始期に達するまでの児童、つまり小学生とその保護者となります。

改正の内容は以上でございます。

委員長（天羽良明君） これより議案第65号に対する質疑を行います。

委員の皆さん、お願いいたします。

委員（山根一男君） ちょっと今、最後の文言のところ、中学校就学の始期に達するまでの児童及びその保護者となっていますけど、要は中学生も相談に乗るということなんですか、これは。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） 対象は小学生になります。

通常の言い方でわかりやすくすると、小学生とその保護者ということになります。

委員（山根一男君） 就学の始期というのは、達するまでですね。小学校6年生までですね。わかりました。

それに関連して、ちょっとずれるかもしれませんが、それ以上の方はどこに相談に行く形になりますか。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） これに関しましては、福祉課と現状に合わせた調整をいたしまして、社会福祉協議会に障がい者生活支援センターハーモニーという事業所がございますけれども、そちらで中学生以上の方につきましてはの相談を受けていただくという予定を検討しております。

委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はないようでございますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終了いたします。

これより議案第65号 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任をいただきたいと思いますと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで、次の議題に関する参考人入室のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時08分

再開 午前9時10分

委員長（天羽良明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、協議事項1．学校給食の安全・安心についてを議題といたします。

本日は、前回の委員会にて承認を得ましたので、この件に関する参考人として公益財団法人岐阜県学校給食会から、理事長 岩本修治様と事務局次長 青木栄憲様に御出席いただいております。

参考人の方におかれましては、お忙しい中、本委員会に御出席いただき、ありがとうございます。本日は、本件につきまして忌憚のない御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、念のため申し上げますが、発言される時は挙手をしていただき、委員長の指名後にマイクのボタンを押して発言していただきますようお願いいたします。

また、参考人の方は、委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、参考人の御意見をお伺いします。よろしく願いいたします。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） おはようございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

御質問のございました県学校給食会の今後の新たな取り組みについて、どのようなものがあるかということについてお答えを申し上げます。

まず、一口に委託工場への立入調査の内容や方法を強化するというところでございます。

具体的には3点ございます。

その1つ目、点検調査票の項目を細かく具体的な表記にいたしました。例えば服装に関することで申し上げますと、従来の調査票では、服装は清潔で適切であるといったやや大まかなものでしたけれども、今後は、作業衣は長袖で手首が締まったものであるですとか、帽子は頭髪を完全に覆っているなど、細かく具体的な項目といたします。また、施設設備の面で申し上げますと、従来のものは機械類の清掃はよいか等、一括して表記していたわけでござ

いますが、それをミキサー、デバイダー、スライサーなど、機器の器具一つ一つを明記して、それぞれの機械器具ごとのマニュアルや清掃状況をチェックするといったようなものにいたしました。このことが1点目でございます。

2点目は、委託工場の稼働時に立入調査を行うようにいたします。

現行では、前回も申し上げましたように夏休みの非稼働時に行っておりました。今後は、工場の稼働時においても立入調査を計画的に実施するようにいたします。それは、施設設備の管理や工場内の清掃状況をチェックするとともに、稼働時における従業員の服装や行動、あるいは原材料や製品の扱い方、戸口や窓の開閉の様子、非稼働時に把握しにくい事柄について調査をしようと意図するものでございます。

これまで、非稼働時に行っておりましたのは、立ち入りの際の衛生面を考慮する。大規模な工場ではありませんので、見学用の通路があるとか、そういったものはございませんので、衛生面を考慮した上でのことだったわけですが、今後は稼働時の様子を見届けるということで、調査の質を高めたいというふうに思っているわけでございます。これが2点目でございます。

3点目は、岐阜県学校給食会の職員として新たに、これは仮称でございますが、衛生管理専門員を位置づけるようにいたします。これまでの立入調査は、岐阜県学校給食会の職員が地域保健所の職員とともにを行うことを原則としておりましたが、都合により本会職員のみ、地域保健所の都合もございまして、場合によっては本会の職員のみで行うこともあったわけですが、そこで、地域保健所との連携は当然のことながら継続しながらも、岐阜県学校給食会として独自調査の精度を高めるという視点から、衛生管理専門員、これは仮称でございますが、職員として位置づけるようにいたします。現在は、保健所のOB、あるいは薬剤師など、専門知識を備えた者を対象に、現在その人選に当たっているところでございます。

以上3点につきまして、これまで行ってきた衛生管理面での指導に新たに加え、内容や方法を強化しようと、そういうことでございます。以上でございます。

委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、参考人に対する質疑を行います。

委員の皆さん、お願いいたします。

委員（出口忠雄君） 本日は、御足労いただきありがとうございます。

今の改善されたところのお話に関するかもしれんですけど、ちょっと基本的なところをお聞かせいただきたいと思えます。実は今回一連の給食問題が大変大きな問題となったんですけど、学校給食会における学校給食に対する基本理念と申しますが、そんなようなものをお持ちであれば御見解をお願いいたします。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 公益財団法人岐阜県学校給食会の理念といたしまして、安心で安全で、なおかつ安価なものを安定的に供給するということがまず一つでございます。そのことが子供たちの健康の維持や増進、あるいは物資の供給だけということではございませんので、給食を食べるという活動を通して、いわゆる食育の面から心

の成長といったものについても寄与したいと思っておるところでございます。

委員（出口忠雄君） 当然のことだと思います。そこで、そもそもこの学校給食というのは、誰のためにあるんだということをどのようにお考えですか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 子供たちのためだと思います。

委員（出口忠雄君） 本当にそのとおりだと思います。

実はこの学校給食というのができたのが、戦後10年近くたってから、昭和29年と記憶しておりますけど、そのときに学校給食法が制定されておるわけですけど、この趣旨に鑑みれば、今回起きました一連の問題というのは、これほど大きくならんかったんじゃないかと思っ

ているんですけど、その点はいかがですかね。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 異物の混入が、今回初めて起こったということではなかろうかと思えます。以前にも異物の混入ということがあったと思えますが、学校の現場がその場でその状況に応じて適切に判断をしてくださって、取り除くとか、あるいは物を交換するとかというような適切な処理をしていただいて、事が進んでおっ

ただけののかなというふうに認識しております。

委員（出口忠雄君） 現場は、確かに大変な苦勞をなさったと思えます。また、特に学校の校長先生を初め学校給食センターの所長も一生懸命対応されたと思えます。

ただ、問題はその後のことなんですけど、我々もせんだってパン製造工場を視察に行きまして、指摘されたところだけ改善したと。また、その後、教育委員会の皆さんも行かれたみたいなんですけど、私が感じましたのは、対応が何か業者サイドを擁護するみたいなのが感じられたんです。本当に真摯に今回の問題を受けとめて、それに誠意ある対応をされたのかなと。

先ほど、今後の取り組みということで、いろいろ改善すべき点をおっしゃられておりましたけど、お聞きしたことは当然みんな当たり前のことで、当然既にやっておかれないかんと

とだと思います。以上です。

委員長（天羽良明君） ほかに、委員のほうから質疑、御意見がありましたら。

委員（川上文浩君） 一連のパンの、例のクロバネキノコバエの事件があってから、ずうっとまた最近までこの異物の問題が続いていますね。そこはどこが原因だと思われそうですでしょうか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 異物の混入の報告があった折に、もちろん給食会、我々職員もですし、保健所の職員も立ち入りをしまして、その異物を確かめながら、その工場の工程の中で入った可能性があるのかということについて、ずうっと調べてまいりました。

例えば最近の西可児中学校でありましたプラスチック片の例を取り上げますと、工場は機械メーカーを呼んで、機械を分解して、その混入された破片と同質のものが使われているのか、あるいはそれが破損状況にあるのか、機械を分解してまで調べるようなこともいたしました。それから、そのプラスチック片を検査センターに出して、どういう物質なのかという

ことも調べました。そういう観点から、可能な範囲で調べたわけですが、その場合につきましては、その工場での搬入を認めがたいという御意見をいただきましたわけで、だからといってもうここでは関係ないというふうに判断しているわけでは決してございませんが、異物の混入があれば当然原因追及に、今言ったようなできる限りの方法を駆使しまして調べ、もし原因が判明すれば当然そこを補充しないとイケませんし、そういう緊張感を持って当たりたいというふうに考えております。

委員（川上文浩君） なかなか異物混入というのは難しいと思うんですよね。どこで、どうやって、どう入るのかというのを追及していくのは難しいと思うんですけれども、総じて、その食品を出して、パンにしても、米にしても、米飯にしても、麺にしてもですけれども、学校とかそういうところでなかなか異物というのは入ってこないというふうに思うんですよね。どうして入ってくるのか、よく理解できないので、そういうところはやはり原因を、わからないのはわかるんですけど、やはり安心・安全な給食を提供することが学校給食会の大きな理念であるとするならば、それはやはり追及すべきであらうというふうに思いますし、基本的に学校給食会というものの存在と委託業者、それから委託業者が直接納品するわけですが、その関係が非常に曖昧なんではないかというふうに僕は思っています。

なぜかという、ちょっとお聞きしたいのは、コンプライアンスとモラルというものがありますけれども、これは当然、民間企業では法令遵守ということはいろんな法律に従ってやっているわけですが、このコンプライアンスとモラルというものが学校給食会と指定業者の中でどういう位置づけになって、どういうコンプライアンス、そしてモラルが機能的に働いているのかということをお聞きしたいと思います。

公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 今おっしゃられましたコンプライアンスということですが、これはもちろん法遵守というのは間違いございません。

その中で、私どもが今、パンで17、それから麺で9というような委託業者があるわけなんですけど、ここは一括でそれぞれの組合との契約になっております。その契約の中に、今お話しさせていただきましたような、衛生管理等につきまして盛り込んだもので進めさせていただいております。

それともう1つ、モラルというお話をいただきましたんですが、コンプライアンスとモラルという感覚ですと、コンプライアンスについては法遵守ということですが、その裏にはおっしゃるとおりモラルというものが加えられるものだと思っております。これについては、十分理解の上で進めておるつもりでおります。

委員（川上文浩君） 十分進められているんだけど、十分じゃないからこういう事件が起きているのであって、また戻すことはないんですけども、最初の事件なんかでも、出荷したこと自体がまず間違いなんです。そんな異物が入っている100個ものパンを。だから、そのところが、フルセットコンプライアンス論というのがあるわけですが、コンプライアンスとモラルというのは表裏一体なんです。法律に従っているからいいというものではないというのをまず自覚すべきだということと、学校給食会、さっきから何度も言われ

ているし、前のときも言われていましたけど、安心・安全・安価を安定的に供給すると、これが我々の使命だと、ミッションだと言うのであれば、やはりそのところをしっかりと、普通一般企業なら、これはもう倒産に値するような事件なんですよ。何で守られているかわかりませんが、先ほど理事長が言われました新たに、今までの加工委託工場の調査票が余りにもずさんだったということを確認されたんだと思いますけれども、ただ今回はこの工場調査票を細かく出されていますけれども、じゃあ、これをどう守らせるかということなんだと思うんですよ。さすがに前回我々が視察に行ったときには、守られているような雰囲気ではなかったなというふうに思っています。

ですから、やはりそういったところを業者も請け負うところが非常に少ないというのはわかるので、前も言ったように、指定業者、工場、指定の仕方も絵に描いたような委員会のメンバーで指定しているようではありますけれども、多分その方々は指定工場の見学も行かれたことがないというふうに私は思っています。もし違うのであれば後で言ってくださいね、行っていますというのであれば結構ですけれども。

そういった指定工場を指定した委員会が当然ありますよね。ここにルールにのっとった指定要綱というのがありますから、そういったところがきちっと機能しているかどうかなんですよ。じゃあ、これから機能していくかどうかということが非常に大切で、それをどう機能させていくのかということなんです。

まず1点、その工場を指定する委員会がありますよね。これをどう今後機能させていきますか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 委員会の委員にそれぞれの工場に足を運んでいただくということは、現時点では現実的になかなか難しいかなというふうに思っておりますが、委員会を開催した折の資料をより具体的に、その工場が見えてくる資料を作成しまして、委員に示していくという方法を考えたいと思います。

委員（川上文浩君） ですから、ここにある委託工場委員会、これは公益財団法人の岐阜県学校給食会で作っていますね、基本物資加工委託工場委員会要綱というのを。委員は、委員10名以内で組織して、市町村の教育委員会の教育長とか学校長の代表とかいろいろ入っておられる。でも、ここを指定した責任って本当はあるんですよ、基本的に。ここを指定して結果的に決まるわけですから。別に学校給食会の理事長とか、事務局長が云々じゃなくて、ここが責任ある。そのためにつくっているわけですよ。だから、ここをどう機能させるかなんですよ。

だから、絵に描いた餅のこんな委員会なんて要らないじゃないですか、そんなふうなら。だから、この委員会が指定した工場に対して、どういう責任を持つかというのをもう少し真剣に考えられたほうがいいんじゃないかな。責任の所在というのがすごく今曖昧になってしまって、もう何かなすり合いではないですけども、誰も責任とらずに済んでしまうというような話。だから、責任をとれと言っているんじゃないかと、やはり今後はそういったところを、あるのであれば機能させましょうよということですよ。

パン加工工場の指定要綱もあるように、この2番の指定というところにきちっと書いてあるわけですね。資料提出、または立入調査をすると書いてあるんだけど、これは全然守られていないというのが現状。じゃあコンプライアンスがきちっとしているかということ、これは明らかに、コンプライアンスというのは、こういった委員会要綱とか指定要綱、これもコンプライアンスなんです。これは学校給食会が決めたコンプライアンスですから、法律を守るのは当たり前ですけど、これを守るのも当たり前なんです。これは、明らかに企業コンプライアンスと一緒にありますから。じゃあ、企業はどうやってコンプライアンスを出していくかということ、法律以上のコンプライアンスの厳しいものを出して、どんどん改修したり公表していきますよね。これも同じことなんです。

我々が言うと、条例みたいなものです。法律と条例がある、条例みたいなものなので、これを明らかな手続をとって制定してある以上は、これを守れなかったらコンプライアンス違反だということを頭に置いていただかないと、先ほどの事務局長さんの意見ですと、法律は守っています、だからコンプライアンスは大丈夫なんです。でも、コンプライアンスというのは、本当はこういうことも全て入ってコンプライアンスなんです。だから、もう少しコンプライアンスというものの、フルセットコンプライアンス論とか、そういうところをきちっと勉強されないと、間違ったコンプライアンス論というものが先に行ってしまうということになってしまうんですね。

ですから、そういうところをもう少ししっかりしてほしいというふうに思いますのと、今3つの視点から出されました。点検調査票の項目を細部まで出す。稼働時の立入調査をします。今までは夏休みしかやっていなかった。衛生管理専門員を置く。これでやはり一歩進むとは思いますが、今後我々がお願いしたいのは、やはり起きてしまったときの対応をしっかりと給食会のほうで指示してほしいということです。

今回も、ダブルスタンダードというわけではないですけども、給食会のマニュアルと、そして可児市が持っているマニュアルとずれているんですね、何か。統一的じゃない。

ただ、でもこれははっきり言わせてもらおうと、学校給食会が指定した業者から出てきたものの中に異物が入っていて、それを対応しているのは市町村の教育委員会であり、学校給食センターがやっているということ、これの本当に重大さをもう少し考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。やはり責任の所在はどこにあるのかということ、学校給食会のコンプライアンス、それからモラル、それから運営マニュアルというものが非常に今まで曖昧であったがためにこうなってきた、ただ、これがそのまま絵に描いた餅にならないように機能させていくことを私はお願いしたいと思いますし、そういったところで事務局次長、コンプライアンスという考え方ってどうですか。私からお聞きするんですけども、こういった学校給食会の中で決めたこともコンプライアンスだと思うんですけども、青木さんどうでしょう。

公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 今お話しいただきましたように、それは十分理解させていただきました。ありがとうございます。

副委員長（山口正博君） それでは、3点ほど質問、1つずつさせていただきます。

まず、この前、12月2日に工場を見学させていただきました。できる限りのことをやられたと思うんですけれども、直接今回の事件には関係ないかもしれませんが、入ったところの壁にかなり前からのほこりがついていたりとか、やっぱりあれだけのことがあったので、本来はそういうところもきちっときれいに私はすべきではないかなというふうに思います。

その中で何を感じたかという、やはりそこに勤めてみえる一人一人の自己啓発、これが欠けておるところがそういった問題が起こるのではないかなというふうに思うんですが、前回、参考人として来ていただいたときに、年に1回研修をやっているということなんですが、そういった自己啓発ですね。その委託工場に勤められる人の自己啓発を、要するに学校給食会として一堂に集めて、そういう自己啓発の教育というものというのは、今回のこの件について議題に出たようなことはありますか。それとも、今後そういうようなものやっていく必要があるのではないかなというふうに思われますか、どうでしょうか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 私たちが、先ほど3点のことも含めまして、ややハード面の整備というふうに受け取られがちだと思います。今、先生御指摘のようにハード面もさることながら、そこで働く従業員の心持ちですとか、そういったものが大事じゃないかという御指摘だったと思いますが、全くそのとおりだと思います。今後、そのハード面の整備はもちろんのこと、ソフト面と申しますか、そこでパンや御飯をつくっている人たちの心構えとかモラル、そういったものを高める必要があるというふうには思います。

もちろん、今までいいかげんだったということでは決してないわけですが、そういう面も指摘はできるかと思しますので、ハード面に限らず、モラルの面で従業員を啓発していくということを強化していきたいと思いますが、今までのところでいきますと、どうしてもその経営者に対してのやりとりがあったわけですが、その全ての従業員に対して我々が直接指導するという場が一律にあったかと申しますと、それは少し不十分だったと思いますので、できる限りの中で広めていきたいというふうに思います。

副委員長（山口正博君） 次の質問なんですが、前回のときに、もし、例えて言うと、パンがどうしても食べられないと、撤収しないかんといったときに、その代替はできますかという可児委員のほうから質問があったときに、それは不可能ですというようなお答えかと思っただけですが、今回の件について、学校給食会のほうでそういった対策について何か議論がありましたでしょうか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 冒頭に、安心・安全で安価なものを安定的に供給するというのを申し上げたわけで、今先生が御指摘なされたことを不測の事態を備えて供給体制を整えるべきではないかという御指摘だったと思いますが、それぞれの工場は注文された数を、もちろんきちきちにつくっているというわけではございません、例えば平均的に1クラス分ぐらいの余裕は見て製造しているのが主だと思います。それは、やはり何か不測の事態が起こったときの代替というような意味も含めてのことです。

て、これがじゃあ1,000人規模の学校で、1,000食一遍にある一定の時間の中に代替をと言われると、これは食品でございますので、賞味期限の問題であり、保管の衛生的な問題もあったり、あるいは経費の問題ということも絡んでくると思いますので、それだけの大規模な代替ということになると、今の体制ではなかなか難しいということでございます。

副委員長（山口正博君） 今後も、そういう体制をできる限り考えていかれるということで考えておみえでしょうか。それとも、今言われただけしかもうできないよということなんでしょうか。

公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 今お話しいただきました件でございますが、不測の事態ということについては、今、回答させていただいたとおりという対応しかできないと思っております。

ただ、長期的な面を見ますと、災害時とか、そういうものについて私どもで保管をしたり、皆さんのところで保管していただくような商品をそろえるということは可能になりますが、これは、そろえたものがどこかで必ずある一定の期間に使用していただけるということがない限り、それだけのものを県下20万人そこそこの給食人員がございまして、それだけでその1割ぐらいの程度のものを置いておくということは可能だとは思いますが、後で使っていたというものがなく、通常出ております商品に転嫁しないと確保ができないという状態になりますので、その部分を考えていただく話し合いをもって進めていくということであれば可能になるかと思えます。

副委員長（山口正博君） わかりました。

それからもう1点ですけれども、トーノー・ブレッドを視察させていただきました。最初からそういった食品を加工する建物ではないなというふうに私は認識しています。県下、たくさんの施設があると思いますけれども、やはりそこにはかなりの差があると思うんです。改築されたところ、新しくできたところ、トーノー・ブレッドのように昔からある建物を改築なのか、そこを利用してやってみえるというところがあるんですが、学校給食会として一定の基準、委託工場の施設の基準があるかどうかということ。

それから、先ほど冒頭に理事長のほうから御説明がありました、立入調査をふやしていくと。民間の生鮮加工工場というのは、本当に頻繁に来るそうです。1週間に2回とか3回とか。ですから、それはそこに近づいてきたかなというふうに思うんですけれども、将来的に、一遍にはできないと思いますが、何年かかけてその委託工場に最低限ここまではいるんな設備をなさいたいというようなことはお考えでしょうか。

公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 基準は設けております。

例えば工場の規模ですね。自分のところが受け持つ食数に対して、それだけの面積が必要であるとか、今の衛生基準ということになれば、もちろん保健所の立ち入り、保健所の許可書が必要になると。それから年に1回の保健所の衛生管理書が出ておる。あるいは私どもで、月に1回は必ず腸内細菌検査を提出するというような細かく項目が設けてございますが、今おっしゃいましたように、それ以外に、今後施設についてどのように改善をしていくかとい

う御質問だと思いますので、これについては今までも進めてはありましたんですが、なかなか企業として収益のたくさん上がっている企業というのはやっぱり中小の企業でございますので、進みぐあいは、鈍いという言い方がいいか悪いかはちょっとわかりませんが、早急にできるということではございませんが、徐々に進んではおるといふふうに理解はしております。また、これからも進めていただくように、進めていきたいと思っております。

委員（山根一男君） 先ほど検査体制の強化を中心とした、抜本的と思っておりますけれども、変更が発表されましたけれども、それはここの答弁のためなんのでしょうか、それとも学校給食会として、例えば外部に記者発表したり、ホームページに掲載したりして、外部に対して示す決意なののでしょうか、位置づけをちょっと教えていただきたいんですけど。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 今回の一連の異物混入事案を受けまして、その再発防止という観点から、新たなものを設けて行うという位置づけでございます。

委員（山根一男君） 本当に、どこが原因かわからないんで特定できないところがありますので言えませんが、可児市で9月初めから11月末までに6回混入がありました。そのうちの1件は学校給食センターのほうと思われまますので言えませんが、5回ありました。

これによりまして、可児市は、一般質問でもさせていただいたんですけども、222件のいろんな苦情が寄せられたりということで、多大なる迷惑といいますが、痛手をこうむっておるわけですけども、これに対して学校給食会のほうで、例えば理事会がありますよね、あるいは松川禮子教育長がトップ、会長だといふふうに聞いておりますけれども、このあたりの皆さんはどのような受けとめ方をされていて、どのように動いておられるか、あるいは理事会等が開かれておるか、その辺をお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 今回の事案を受けて、特別に理事会等を開いたということはありません。

ただ、異物混入の事案につきましては、私どもは県の教育委員会に逐一報告しておりますので、教育委員会のほうから、当然教育長には報告は上がっているといふふうに認識はしております。

定例の理事会におきまして、私が先ほど申し上げました新たなことにつきましても、理事会、評議員会の承認を得るということも必要でございますので、当然どういうことが起こって、どういう社会的な影響があって、ゆえにこういう体制を整えていくんだということを理事会の中でも共通理解を求めたいといふふうに考えています。

委員（山根一男君） その理事会はいつ開かれるんでしょうか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 日にちはまだ確定しておりませんが、予定としましては2月の下旬、または3月の中旬に開催の予定です。

委員（山根一男君） ある程度の仕組みは理解しておりますけど、やはりもしこれが企業であれば、その存亡にかかわるような重大なことであり、きょうは理事長がこういう形で来て、ある意味矢面に立たされているわけですけど、理事の方も同じような責任を持っていると思

います。ましてや会長である、名前だけなのかもしれませんが、会長である松川さん、そういう形でトップに位置するのであれば、例えば現場の学校に見に行くとか、子供たちがどうなっているか、あるいはこちらに来られるとか、そういった行動があつてしかるべきだと私は思っておるんですけれども、そういう仕組みになっていないのかどうかだけちょっとお伺いしたいんですけど。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 県の教育長の統制につきまして、県の学校給食会がいろいろお願いをするということがなかなか難しいものですから、現実的には、今先生がおっしゃったような仕組みにはなってございません。

委員（山根一男君） ちょっと逸脱するかもしれませんが、であれば、企業でいえばトップの責任はすごく重いわけですが、名目上のトップかもしれませんが、なぜ教育長がトップにいなければいけないか、これがちょっとよくわからないわけですね。こういう危機的なときに何かコメントを述べるなり、何かするという存在であればその存在価値もあるんですけれども、どうも東濃のこの可児からのあれが今回連続しておりますし、ほかの地域からはほとんどそういう話を聞いていないという状況もありまして、教育長が会長である意味ですね。その辺はどう理解されているかだけ、最後にお伺いしたいんですけど。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 現在、県の学校給食会の会長には県の教育長を充てると、これは定款に基づいているわけですが、今回のことも受けまして、県の教育委員会と連携を図りながら考えてまいりたいというふうに思っております。

委員（川上文浩君） 今、山根委員から、私が思っていたことを質問していただいたんであれですが、公益財団法人をとられましたよね。当然、公益財団法人をとるということは、評議員会と理事会というのが公益財団法人岐阜県学校給食会を意思決定する一番のところであることは御存じですよ。そこのところが、今、山根委員の質問は機能していないんじゃないかということなんです。評議員会と理事会が機能していない公益財団法人というのは、今後公益という部分で機能していかないと、非常に信頼関係の上で、定例的に年に1回か2回ということはわかるんですけれども、やはりこういったときに最終意思決定機関である理事会とか評議員会が開催されていないというのは非常に僕も問題だと思います。

だから、先ほど言ったように、学校給食会のコンプライアンスはどこにあるんですかということ、定款にはある。定款にはあるから、自動的に松川教育長が会長になっておるのはわかるんですけれども、やはりこういったときに理事会ぐらいは招集をかけて、報告して意思決定していかないと、教育委員会から上がっていると、説明は行っていると思いますみたいな話でしたけれども、可児市も県の教育委員会の方が何か話をしに来られたみたいですが、内容は僕は把握しておりませんが、そういった意味で、学校給食会と県教育委員会との関係が非常にわかりづらくて、全く機能されていないということであるならば大問題で、評議員会と理事会がちゃんと機能するように、公益財団法人として持っていくのが基本的な考え方であるし、定款がどのようにうたわれるか知りませんが、いろんな社団法人とか公益財団法人ありますが、何かあれば必ず臨時理事会とか招集して問題解決して

いますよ。やっていないこと自体がまずちょっと僕は耳を疑うんで、公益財団法人としての本来の資質があるかないかというところまで踏み込まれてしまうようなことは、やはり考えていかなくちゃいけない。

相手がたとえ県の偉い教育長であろうが何であろうが、この学校給食会は公益財団法人であるがゆえに、要は理事会と評議員会で全て意思決定していく団体である、それを忘れちゃ困ります。だったら、公益財団法人なんかとらなきゃいいだけの話になってくるんで、その辺のところはよく考えて運営していかないとだめなんじゃないかと思いますけれども、その辺のところはどう思われますか。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 形式的な会にならないように、十分検討してまいりたいというふうに思います。

委員（川上文浩君） 本当に形式的な会にならないようにということと、こういった問題が起きたときに理事会ぐらいは招集すべきだと思うんですけども、理事長、その辺はどうですか、理事のトップとして。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 今回、先ほど申し上げましたように、この事案を受けて新たに招集するということはしなかったわけですけども、その過程の中で理事会を招集しなければならないという認識が、私自身の中にちょっと弱かったと思います。

委員（川上文浩君） 招集しにくいのか機能していないのかということのあらわれかと思うんですけども、それはやはり今後は改めていただいて、理事会は当然臨時として招集すべきで、そういった報告して対応を考えていくべきですし、先ほども言った選定委員会とか、いろんな組織をつくっているわけですから、学校給食会のコンプライアンスによって。そこを機能させないから、どうしても変わってこないというのもあるんじゃないかというふうに思います。

例えばこれからは明らかな第三者委員会をつくって、もう身内の保健所とか教育委員会とか、どこかの教育長とか、そういった身内の組織で固めるのではなくて、やはり第三者の組織をきちっとつくって、それでやはり食の安心・安全ということを高めていくということが、今、学校給食の中で指定業者、指定工場になっている工場のためでもあるんですよ、僕は前回も言いましたけれども。やはりそういったことで、もっとさらに切磋琢磨していいものを供給できるようになれば、学校給食会にどっぷり依存して、甘い甘い中で工場、企業の運営をしていくよりも、もう少し高いコンプライアンスとか高い意識、モラルの上でやっていったほうが私は企業のためにはなると思っています。

今回はいろんな問題が出ていますけれども、一番の問題はもうなれ合いの体質、学校給食会と当然この学校給食会にある、先ほども言ったように理事会もやっていない理事会と評議員会、県の教育委員会、それとその業者と、既得権益と利害との関係の中でなれ合いになってしまって、こういった問題に対して内心では大したことないじゃないかと多分思われているところもあるんであろうと。だから、上のほうからそういった発言も出てこない、会長と

して責任をとらないというのはわかるわけですが、そうならないように機能させていくということで、もう少し努力していただけたらなあというふうに思いますので、先ほどから言われている安心・安全・安価を安定的に供給していったって、食育にも力を入れていくということであるならば、それを遂行、ミッションを達成するための御努力が、学校給食会の理事長を初め、中で働いているプロパーの職員はある程度持っているにしても、それを取り巻く全然意識の低い組織を囲む委員会なり理事会、評議員会がこれでは、僕は将来的にはやはりよくなっていかないんじゃないかと思うので、ぜひよくなるように頑張ってくださいと思います。以上です。

委員（可児慶志君） 印象的に思うんですが、特にパンの供給量と、それから生産工場の規模、そしてまた流通形態、この辺に基本的に解決しづらい問題があるんじゃないかなという気がします。かなり大量生産をするようになれば安定的に品質も伴ってきますし、それから、例えば不測の事態が起きたときに対応することも可能になってくるであろうということも思います。だから、量と品質、流通形態、この辺のところを学校給食会全体で見直す必要が私はあると思います。

モデルとする施設の、あるいは従業員の教育をどの程度理想として持っているのかということももうちょっと明確に目標を立てて、先ほどから強く指摘されているように、甘えることなく厳しい追及をして、早急に子供たちが、あるいは保護者が安心して食生活ができるように努めてもらわないと本当に困ると思います。

そして最後に1つ、青木事務局次長、これは撤回してもらわないと困りますのは、不測の事態に対応はどこかで確保してくれる約束をしてくれないと、「対応できません」という発言は撤回してもらわないと困る。「何としてでも対応する体制をつくります」という発言に切りかえてもらわないと、これは供給者としての責任を全うしていることではないです。私はそう思いますね。どんな方法でもとれるはずですよ。市販のパンを買ってきてでも提供することは、方法論としてはあるはずなんですよ。そこの品物の供給しかできないなんていう狭い感覚では困るわけですよ。誰が対応するんですか、子供に食べさせないで帰すんですか。その責任はと考えていないんですか。

これは撤回してもらわないと困りますよ。「いつかは必ず対応します」ということを言ってもらわないと、これは私は引き下がれません。以上です。

公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 今お話しいただきました件につきましては、事案を先ほど述べさせていただいたように、緊急時、災害等というところのお話をさせていただいた部分でございます。それについて、そういう対応ができるという話であって、今回のような事故についての対応は、その限りではございません。

ただ、必ず約束ができるというところまでは、今の段階ではお話しできない状態でございます。

委員（可児慶志君） その辺がすごく責任感がないんですよ、供給者としての。何としてでも対応しなきゃだめですよ。

先ほど言ったようにあるでしょう、市販のパンでも買って来て供給する方法だって。何で方法がないんですか。これだけ食料が日本に普及している中で、あらゆる流通があって、入手する方法は考えれば幾らでもあるはずですよ。流通も生産もできませんから届けられませんかなんていうのは、そんな無責任な言い方はないでしょう。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 言葉遣いによりちょっと誤解を招いたのであれば、これは申しわけなかったと思いますが、できないというふうに決めつけたわけでは決してなくて、場合によって、それはもちろん数の問題もあるでしょうし、距離の問題もあると思いますので、現実的に非常に厳しいことはあるというふうに申し上げたつもりでございます。

現実には、今先生がおっしゃられたように、給食用のものだけではなくて市販のものも扱っている業者もございますので、そういったものをかき集めて供給したということは過去にも例はあるわけでございます。ですから、その状況に応じて、私たちが初めからできないと決めつけるのではなくて、市販のものも含めて、あるいは他工場からの応援も含めて手を尽くして、何とか学校に物をお届けするという気持ちは十分持つておるつもりでございます。委員（可児慶志君） もう1点です。

冒頭に申し上げたのは、生産量、それから工場の地域分散、あるいは結局流通の問題、そういったところがかかなり根本的な原因がかかなりあるような部分があるんですが、ある程度の量をまとめて生産できる拠点をもうちょっと整備し直すこと。そして、今、流通業というのは非常に網羅されていますので、いろんな流通形態を使って方法を講じれば、別に距離が離れていても、時間的に安定的に流通ルートを確保することが十分可能だと思います。

だから、工場の安定的な生産量を確保するような工場拠点の見直し、それから流通の見直し、それから工場全体の質というんですか、品質レベル全てのハード面、ソフト面の向上をもうちょっとアップをさせるような根本的な改善計画の見直しをぜひ進めていていただきたいと思いますが、その辺をどうお考えになっているのか、御回答をお願いしたいと思います。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 早急に新しい工場をつくるとか広げるとか、それはなかなか現実的には難しい面もございます。組合と今後相談をしながら、適正規模な、適正な区割りについて見直しがあるべきところがあれば図って、改善すべきところがあれば改善してまいりたいというふうには思います。

委員（林 則夫君） 委員長に、お聞きすることはないけれども、言うことはあるというふうに先般通告をいたしておりましたので、発言をさせていただきます。

岩本先生、再度御苦労さまでございます。

まず第1に申し上げたいのは、今回の件で国の宝の子供たちに死者も負傷者も出ずに、大事に至らなくて済んだということ、まず市民挙げて喜びたいと思っておるわけでございます。

そこで、いろいろ細目にわたっては、各委員から発言なり、いろいろあったわけござい

ますけれども、今後こうしたことは必ず発生すると思うんです。

そこで、子供たちの食の安全のために、完全無欠ということはあり得ないと思うんです。食材にしても、無農薬、全てオーガニックというわけにもいかんと思うんです。その辺のことを十分に考慮に入れた上で、まず理事長として、恐らく民間の企業経営の御経験もないと思う、オーナーになられたこともないと思いますし、その中で各委託業者、パン屋とか炊飯業者とか、そうしたものを指導していくのはなかなか大変なことかと思えますけれども、これは子供たちの食の安全を期すためには、まずこれに尽きると思うことが一つ、これは岩本理事長のガバナンスだと思うんです。

今まで各委員からいろいろ発言があったことを全て解決していく上においては、理事長のガバナンス以外にはないと思うんです。ですから、ガバナンスを強化されまして、今後、完全無欠とは言いませんけれども、プラスチック片とか石ころとか、それから虫とか、これは金網を細かくすれば防げるとか、そういうこともあるかと思えますけれども、これからの大きな問題は、大陸方面から飛んでくるPM2.5、それからO-157とか、そうしたものから子供たちの安全をどう守っていくかというのも一つの課題じゃないかと思うわけですので、万全を期した上でいろいろ御指導いただきたいと、こんなことを考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

委員長（天羽良明君） それでは、参考人に対する質疑をこの辺で終了させていただきますが、各委員のほうからたくさんのポイントが出たというふうに思っておりますが、理事長、事務局次長におかれましては、冒頭で御説明のありました3点の変化、今後の改善について、できれば当委員会としては書面で持っておきたいということもございますので、議事録を起こせば書面になるということもあるんですが、参考人のほうから、きょうは資料が特にございませんでしたけれども、いただきながら、あとそこにもし加えていただくとすれば、今度2月下旬に予定されるというふうに御発言いただきました理事会等におきましての松川教育長のコメントなども、今後の子供たちを守るための礎になろうかと思っておりますので、そういったものもあわせていただきたいというふうに思っております。

以上で、参考人に対する質疑等を終わります。本日はありがとうございました。

ここで暫時休憩をとります。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時11分

委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、学校給食の安全・安心に関し、学校給食における異物混入等があった場合のマニュアルの改正の進捗状況について、執行部の説明を求めます。

教育委員会事務局長（高木美和君） 職員の間で検討してまいりまして、今、素案ができたところでございます。

素案に肉づけをいたしまして、その後、委員を選定して、委員会で諮らせていただいて、

素案を正式なものとしていきたいと思っております。

その委員の中には、校長会の代表、それからPTAのほうから、それから専門家ということで保健所、医師会等からの委員の意見を求めながら素案を正式なものに変更していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

委員（川上文浩君） ぜひお願ひしたいのは、学校給食会から出る今回のようなものですね。委託工場先から出るものと、そのマニュアルはどこまでの範囲でどちらが対応していくのかをきちっとしてやっていかないかなあというふうに思うので、その辺のところはよく吟味した上で、市側はここまで対応して、学校給食会が、あと今後どうするのかという、当然学校給食センターで出たものに関しては全部100%でしょうけれども、今後こういったことに関してはある程度現場として、市町村としてやらなくちゃいけないこともあるわけですが、そこで学校給食会の責任というものをある程度明確にしたものにしていただくと非常にありがたいと思うので、よろしくお願ひします。

教育委員会事務局長（高木美和君） 今、委員からお話ございましたけど、現在のマニュアルは異物混入のその場の対応を考えておりますので、そういった面も含めてちょっと追加をさせていただくということも考えたいと思ひます。以上でございます。

委員長（天羽良明君） ほかに委員は、御意見ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

そうしたら、そういったものも盛り込んで、また進捗がありましたら、また当委員会にお声かけをいただきたいと思ひます。

この件につきましては、終了をいたします。

続いて、報告事項1．消費税増税による給食費値上げ見合わせについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 皆さん、おはようございます。

お手元のほうに、資料のナンバー3ということで3枚ほどつづったものをお配りさせていただきました。

御存じのように、消費税につきましては、来年の4月から8%に上がるということが決定しております。その後も、平成27年の秋ごろに10%になるのではないかというようなこともありまして、資料の一番初めに列記してありますように、給食費についても8%になった暁の試算をいたしました。値上げをするという方向で試算をしたわけですが、今までの経緯を申し上げますと、小・中学校ともに平成21年4月に一挙に30円ほどそれぞれ値上げをさせていただいて、今まで値上げはしておりません。平成21年前までは、約10年ほど値上げをしていなかったというような経緯があります。

ということで、今回一番下のほうに消費税に合わせた給食費の試算ということで、8%になった場合の試算がしてございます。これによりますと、今の給食費のいただいている分を5%で割り戻して、さらに8%になったという想定で計算をしますと、小学校が266.76円、

中学校においては298.08円ということになります。今までもそうですが、10円未満の切り捨てということで、可児市においては何十円ということで設定をしておりますので、見ていただいたとおり266円で10円未満を切り捨てますと260円、中学校にも同じように適用しますと290円ということになりまして、値上げはするんだけれども、結果的にいただくお金については今の給食費の単価のままということでございます。

参考までに、もし10%になった場合ということで試算をいたしますと、今の理論でいきますと、271円と303円ということになりますので、この場合はそれぞれに10円ほど、食材のみ見ますと値上げをさせていただくことになるのではないかとという試算でございます。

これにつきましては、先般、11月25日の可児市学校給食センターの運営委員会におきまして、これと同じような資料で説明をさせていただいて御承諾を得たところでございます。

参考までに、次のページとその次のページに、小学校、並びに中学校の岐阜県内の市の現在の給食費が列記してございまして、可児市においては小・中ともに割合高いほうの部類に入るという結果でございます。

以上のようなことで、結果的に申し上げますと、現在頂戴しております給食費そのまま、8%の消費税が上がったときについてもいかせていただいて、何とかおいしい給食の提供をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（天羽良明君） この件につきまして質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

委員（川上文浩君） 上がらないということは非常にいいことなんですが、質が落ちちゃだめなので、今後、物価がちょっと食品も含めてちょっと上がってくるという、そうなれば当然小麦とか何かもどんどん円安になっていきますし、ちょっと非常に物価が心配なんですけれども、それでも大丈夫ということでしょうか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 今、委員おっしゃったように、物価については常に変動しておりまして、先ほど冒頭に説明しましたように、10年間上がっていなかったときにも、かなり上下もあったというふうに思いますし、最近についてはバター類とか乳製品が非常に上がったとか、常に食材については上下をしておるわけございまして、毎月1回、食材については、物資選定委員会というのを開催させていただいて、PTAの役員や校長先生方も含めて吟味をさせていただいております。その中で、当然同じ品物であっても、前月と比べて上がったり下がったりということは常にあるわけございまして、今、川上委員がおっしゃったように、子供たちへの提供の質をなるべく落とさないように、栄養士が十分吟味をして献立を考えて、いただいております食費の中から最善の献立で子供たちにおいしい給食を提供するというふうに進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（天羽良明君） ほかに御質疑等ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しましては終了いたします。

教育委員会事務局長（高木美和君） 申しわけございません。少し先ほどの件で1点報告さ

せていただきたいことがございます。

先ほど参考人が参りまして、前回、御飯の中に異物が混入したということで、そちらの異物については調査等をして、侵入経路がわからなかったというお話をさせていただいたわけでございますけれども、実は12月5日に東濃学校給食炊飯センター、これはその米を炊いたところでございますけれども、そちらのほうから報告をいただいておりますので、先ほど理事長が申したように、全ての機械とか流通経路、それから納入業者、精米業者等を調査した結果、そういった異物の混入の痕跡が見当たらなかったということと、それから一層の注意と努力をこれからもしていくというような報告をいただいておりますので、その点を報告させていただきます。以上でございます。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 今の件で、ちょっと追加というか、あれですが、当学校給食センターのほうにも12月2日に中濃保健所の担当官が参りまして、状況が、生徒の口から出たものに入ってあったというようなことございまして、御飯でしたけれども、ひょっと給食センターの副食というか、おかずということも考えられんことはないという理由で立ち入りさせていただきたいということでございまして、立ち入りをしていただいた結果、該当するようなものもなかったし、そういう形跡もなかったということで、私のほうに御報告がありましたので申し添えさせていただきます。以上です。

委員長（天羽良明君） それでは、この件に関しましては終了いたします。

ここで説明者交代のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時34分

委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、説明事項1．可児市重度障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について及び可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部次長（安藤千秋君） ふれあいの里可児に関する条例の改正及び廃止について、資料の4により御説明いたします。

1つ目として、3月議会で予定しております改廃する条例については2つございます。

1つが、可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例については、改正を予定しております。可児市重度障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例については、廃止することとしております。

2つ目として、ふれあいの里可児の現状について御説明いたします。

知的障がい者通所施設ふれあいの里可児作業所は、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の事業所として運営しております。一方、可児市重度障がい者支援センターふれあいの里可児支援センターは、同法には基づかない市の独自の事業として運営しております。

3つ目として、障害者総合支援法の自立支援給付で受けられるサービスの内容について御説明いたします。

就労継続支援B型については、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行う事業所でございます。

の生活介護サービスについては、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供するサービスでございます。

4つ目の条例の改廃理由としましては、ふれあいの里可児支援センターは、障害者総合支援法による生活介護サービスと同様のサービスを現在提供していることから、ふれあいの里可児支援センターを同法による生活介護サービスを提供する事業所へ移行させ、従来から法適用施設として運営しているふれあいの里可児作業所と統合した施設とするため、関係条例の改廃を行う予定でございます。

5番目の利用者数については、支援センターの利用者は13人とか14人で推移しております。延べ利用者については、年間約1,300人でございます。裏面へ行っていただいて、作業所の利用者は34人から36人で推移しております。延べ利用者は年間7,600人から7,900人でございます。

6番目の法適用施設への移行理由としましては、他の民間事業所との競争によりサービスの向上を図る。指定管理者の可児市社会福祉協議会が民間としての活力を最大限発揮し、効率的な事業運営をできるようにする。法適用サービスへの移行により、事業費の負担割合が国50%、県25%、市25%になるため、現在の市単独事業より市の負担を減額することができるなどの理由でございます。

7番目の、可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の改正内容については、条例名の変更として、知的障がい者を障がい者に変更します。現在、知的障がい者以外に身体障がい者、精神障がい者の方が利用してみえますので、条例名を変更することとしております。第1条とか、第2条についても同様に変更する予定でございます。

それから、第3条中のふれあいの里可児作業所については、ふれあいの里可児と施設名を変更する予定でございます。

第5条第1項中の必要な指導、訓練その他については、必要な支援、指導、訓練その他に変更し、生活介護サービスを提供する事業所として位置づけるため、必要な支援という文言を追加することとしております。そういった条例内容の改正を考えております。

8. その他としまして、利用料については現在無料になっておりますが、他の障がい者サービスと同様に、所得に応じて負担が発生することもあり得ると考えております。以上です。委員長（天羽良明君） この件に関して質疑を行います。

副委員長（山口正博君） この条例改正によって、市の負担が減額するということはいいことだと思うんですが、利用者にとってマイナス点はないですか。要するにサービスが悪くなるとか、今まで市単独でやっていたものと、多分国とか県から補助金をもらうと一定の制約があると思うんですが、そういったものはどうなんですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 移行に当たっては、サービスの低下を招かないように移行したいと考えております。

先ほど、その他で説明しましたが、利用者負担、基本的には1割の負担がございます。所得に応じての負担ですので、現在利用されている方で所得が多くて負担が発生するという方は1名ほど見えるかなあと予想しております。それ以外の方は、利用者負担も発生しないだろうと考えております。

それから、利用者の方も意見もお聞きしまして、サービスの向上に対する御要望等もお聞きしていますので、新たな財源が生まれますので、そういった財源を利用して手当てしていきたいと考えております。以上です。

副委員長（山口正博君） 今、御回答がありました財源というのは、ここで国や県から補助金に来て、市の負担が減った部分の範囲内なのか、それともそれより費用、その財源というのはあるのか、どうなんでしょうか。

健康福祉部長（佐藤 誠君） 基本的には、サービスの向上という部分でいきますと、ふれあいの里可児の施設的な面でいけば、床暖房を入れたりとか、かなり改善されてきております。そういった中で、まだ利用者の方には、例えば移動支援の関係ですとかお風呂の関係等、サービスの利用の面において向上してほしい、利便性を高めてほしいといったような御意見等もあります。そういった部分については、財政面で言えばそれほど、例えば軽減されたほどかかるといふふうには思っておりません。

ただ、これは社会福祉協議会との関連がありますので、より一層サービスを人的な面で向上できるように、私のほうも進めていきたいというふうを考えております。

委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、説明事項2．国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長（大澤勇雄君） お手元の資料番号の5のほうを、よろしく願いいたします。

国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

国においては、社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえて、平成25年10月に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律を閣議決定して、今国会に提出し、国会のほうは通っております。

その中で、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保の観点から、国民健康保険料（税）の課税限度額の上限の引き上げがうたわれております。

厚生労働省では、平成23年から3年ぶりに課税限度額の引き上げを検討し、国民健康保険税につきましても、総務省は税制改正要望を提出しております。

今回の上げ幅は合わせまして4万円でございます。後期支援分を14万円から16万円に、

介護納付金分を12万円から14万円に、それぞれ2万円ずつの引き上げとなります。前回の値上げ幅は、医療給付分が1万円、後期支援分が1万円、介護納付金分が2万円の合計4万円でした。

また、この平成26年度の税制改正の方針が決定されましたところで、可児市の国民健康保険運営審議会に諮問を行いまして、値上げを図りたいと思っております。

なお、可児市の平成25年度の当初賦課の時点で課税限度額超過世帯は、後期支援分は219世帯、介護納付分は196世帯となっております。以上でございます。

委員長（天羽良明君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、説明事項3．可児市地域福祉計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（佐藤 誠君） 可児市地域福祉計画（第2期）の策定につきましては、後ほど課長のほうが説明をいたします。今ちょっと席を外しております。

お手元の資料6番がございます。この件についてでございます。

これでいきますと、計画の概要、計画の策定の趣旨とございます。これにつきましては、ここにございますように、社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念の一つとして上げられておるということで、この社会福祉法の第107条では、市民に身近な場で地域福祉を推進するために、市町村の地域福祉計画を策定するということが規定されておるわけでございます。

本市におきましては、この法律に基づいて、平成21年3月に第1期の可児市地域福祉計画を策定いたしましたところでございます。

第2期計画につきましては、第1期の計画に基づく、これまでの地域福祉の進捗状況ですとか、社会状況、社会情勢というものが変化してきております。そしてまた、新たな地域の課題というものも出てきておりますので、そういったものを踏まえまして、可児市における地域福祉をさらに推進するために、この第2期の計画を策定するというものでございます。

2点目でございますけれども、可児市の社会福祉協議会との連携による策定ということでございますけれども、社会福祉協議会が地域の福祉活動計画というものをあらかじめつくっておりまして、その後、可児市の第1期の地域福祉計画というものを策定したということで、まず社会福祉協議会の地域福祉活動計画があって、その後、地域福祉計画をつくったといったようなことがございましたが、この地域福祉活動計画と地域福祉計画は車の両輪の関係にあるということで、より効果的な施策の推進を目指してために、理念とか目標とか取り組みの方向性を共有するというので、計画期間を合わせまして連携して策定することとしております。

計画期間につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間ということでございます。

す。

住民参加による計画の策定ということでございますが、これにつきましては、地域福祉活動計画を実際に地域で行っていただく方、自治会長ですとか民生児童委員、それから地域福祉協力者の皆さん、ボランティア、NPOの方々に対してアンケート調査を実施いたしまして、それを計画に反映させております。

また、地域福祉策定委員会というものを開催いたしまして、計画の原案を策定いたしております。

基本理念といたしまして、ここにありますように、地域の特性に応じた活動を今後も促進するという、地域での活動がしやすくなるように、地域にかかわる全ての人が地域福祉の担い手であるといったような意識を強めるということで、支え合いの仕組みをつくって、市全体で地域福祉を推進するというところでございます。

6番目でございますけれども、目指す将来のイメージということで、これはここにあります地域福祉計画の策定委員会の皆さん方でいろいろ御協議、御検討いただいた中でまとまった将来のイメージでございますけれども、「輪をつなぎ みんなで笑顔 つくる可児(まち)」ということでございます。

どういったことかといいますと、地域の人々が手を取り合って福祉の輪をつくっていく、自分の隣の人、地域の人が笑顔で暮らせるように、誰もが思いやりの気持ちを持って地域福祉活動に取り組むことができるよう「輪をつなぎ みんなで笑顔 つくる可児(まち)」を目指すイメージとしておるということでございます。

また、市の重点方針であります「高齢者の安気づくり」「子育て世代の安心づくり」「地域経済の元気づくり」「まちの安全づくり」、これは4つの大きな重点方針があるわけですが、それを目指す計画としておるということでございます。

裏面に参りまして、7番目でございますけれども、基本目標と重点を置く取り組みということでございます。

基本目標の 、 、 、 とございます。1つ目が、地域の組織と活動の活性化、そのうちの1つ、アですけれども、地域の福祉活動強化のための社会福祉協議会と連携した支援ということ、地域活動を通じた人材の発掘とリーダーの育成ということでございます。基本目標の2つ目、福祉教育とボランティア活動の推進ということで、1つ目が学校、家庭、地域における福祉教育の推進、2つ目がボランティアの育成とボランティア活動を推進する仕組みづくりというものが2つ目に上げてあります。3つ目、基本目標の3でございますけれども、福祉サービスの利用促進、1つ目が社会福祉事業者への第三者評価制度の導入と活用促進、2つ目が住民が主体となる福祉サービスの支援ということでございます。基本目標の4つ目です、安全・安心な地域づくりの推進、福祉の視点を取り入れた防災訓練の実施というものでございます。この4つが基本目標として、それぞれ重点的な取り組みを行うということで、またこれについては後ほど御説明させていただきたいと思っております。

大きな2つ目ですけれども、策定委員会と庁内検討での論点ということですが、や

はり計画の実践の可能性ということでございます。計画をつくっただけではなくて、いかに実践をしていくか、その可能性。2つ目に、各数値目標の達成の可能性、3つ目に地域の福祉組織の強化、地域の活動拠点づくり。やはり地域福祉を推進していくためには、それぞれの組織を強化する、そして活動拠点づくりが必要だということでも上げてあります。4つ目に、リーダーの発掘、人材育成の実効性。やはり地域福祉を推進するためにはリーダーなくしてはなかなか進まないといったようなところで、リーダーの発掘ということです。5点目に、共助による生活支援サービスの実施、次に地域における福祉サービスの質の向上と量の拡大、こういったものが論点として上げられております。

検討経過につきましては、ここにありますように、5月に地域福祉計画策定委員会を設置いたしまして、6月から10月の間に5回開催をいたしております。6月に活動者のアンケートを実施いたしました。回収率は84.5%でございます。8月にボランティア団体へのヒアリングを実施、そして10月から11月にかけて関係各課へのヒアリングを実施いたしております。

最後に、今後の予定ですけれども、年明けまして1月7日から27日にかけてパブリックコメントを実施する。2月に第6回の地域福祉計画の策定委員会、これは最終的な確認をするという意味での委員会を開く予定にしております。3月に市長への答申、公表でございます。

以上、このものにつきまして簡単に御説明いたしましたけれども、重点的なものを含めて計画書に基づいて御説明をさせていただきます。

健康福祉部次長（安藤千秋君） それでは、私から第2期可児市地域福祉計画計画素案という冊子に基づいて概略について御説明いたします。

まず、6ページをお開きください。

地域の範囲につきましては、計画の中で隣近所、自治会、小学校などの地域を小地域と位置づけております。特に重視する地域の範囲については、地域の実情に合わせた福祉活動を展開していくため、また今後の急速な高齢化に対応していくために、市内14地区で活動を進める地区社協の単位を重視することとしております。

次に、8ページをお願いします。

第1期計画の評価につきましては、全体を通してB評価の割合が高くなっております。可児市地域福祉計画推進協議会において進捗状況の確認をされ、B評価以上が94%であることは評価できるが、今後施策ごとに重要度を勘案した上で、より地域福祉に関連する施策に重点を置いて継続することが望まれるといった意見をいただいております。

未着手のC評価については、地域福祉活動の拠点整備とか成年後見制度の周知などがありますが、本計画においても継続して実施することとしております。

次に、13ページをお願いします。

13ページの、基本目標と重点を置く取り組みについて御説明いたします。

目標の は、地域の組織と活動の活性化でございます。重点を置く取り組みとして、地区福祉活動強化のための社会福祉協議会と連携した支援をすることとしております。自治会と

地区社協の役割分担は、イメージ図のように地域によって違いがありますので、地域の特性に応じた支援をすることとしております。

14ページをお願いします。

施策ナンバー06、地域活動を通じた人材の発掘と活用及びリーダー育成についても重点を置くこととしております。

2行目の後半から記載されておりますが、活動そのものを人材育成、リーダー育成の機会と捉えて、活動の目的を広く周知したり、参加しやすいイベントや事業を行ったりすることで、市民の参加を促進することとしております。

15ページについては、基本目標に福祉教育とボランティア活動の推進について記載しております。

施策ナンバー27、学校や家庭、地域における福祉教育の推進を重点施策としております。福祉教育のサイクルイメージとして、学校、家庭で心の教育を進め、地域活動に参加して実践力を高め、さらに知識、理解を深めるようなサイクルを考えております。

16ページをお願いします。

施策ナンバー34、ボランティアの育成と活動を推進する仕組みづくりに取り組むこととしております。

例えば各種ボランティア講座の開催と受講生のボランティア活動参加への働きかけ、また地域支え合いポイント制度によりボランティア活動を推進することとしております。

17ページ、基本目標、福祉サービスの利用促進については、施策ナンバー45、社会福祉事業者への第三者評価制度の導入と活用促進を重点施策としております。社会福祉事業者が福祉サービスに関する第三者評価制度や福祉サービスに関する苦情を調査し、解決を図る仕組みづくりを検討し、サービス利用者がサービスを選択する材料とするとともに、サービスの質の向上を図れるように推進します。

次に18ページ、施策ナンバー48、住民が主体となる福祉サービスの支援、家事支援、見守り活動、サロン活動、配食活動、会食活動など、地域での助け合いによる住民主体となる福祉サービスが地域の特色を生かして活動できるよう支援いたします。

情報提供やサロンでの出前講座の開催などにより、既存活動を支援するとともに新規の活動に対して、立ち上げ支援をすることとしております。

19ページ、基本目標、安全・安心な地域づくりの推進については、施策ナンバー63、福祉の視点を取り入れた防災訓練の実施を重点施策としております。地域の防災訓練でのリヤカーや、複数人で人を運ぶ訓練や高齢者サロンでの防災訓練に関する出前講座の実施、障がいのある人が避難所へ行く訓練、外国人市民の地域の防災訓練への参加促進などを推進することとしております。

21ページですが、数値目標を掲載しております。

本計画は4つの基本目標ごとに地域福祉の進捗状況を図る数値目標を設定しております。

次に、23ページ以降ですが、施策の方向性として、具体的な施策として75の施策を掲載し

ております。

第1期の施策は151の施策がありましたが、施策ごとに重要度を勘案した上で、より地域福祉に関連する施策に重点を置いて継続することが望まれるといった委員会の意見もございましたので、施策数を75に減らしております。

24ページをお願いします。

24ページは、基本目標、地域の組織と活動の活性化について、策定委員会の議論の内容、活動者アンケート、団体ヒアリングにおける意見、提言を記載しております。

25ページは、それらのまとめと、市民、地域に期待される取り組みを記載しております。

まとめのところに記載されておりますが、特に地区社協のあり方、自治会の位置づけがキーポイントである。役員経験者や団塊世代の活躍、地域全ての組織・団体に地域福祉の意識を持ってもらう工夫が必要であるとの提言をいただいております。市民は、地域の宅老所やサロンに行って地域の人と交流しよう、隣近所で異変に気づいたら福祉サービスにつなげよう、地域は地域の課題は何か地域で話し合っ取り組もう、交流の場づくりを考えようなど取り組みが期待されております。

26ページからは、福祉課、社会福祉協議会、地域振興課など、各担当課が実施する施策が掲載されております。

施策の04は、新規事業として公民館・地区集会施設を活用しやすくする仕組みづくりを検討することとしております。

27ページでは、施策の09、地域包括ケアシステムの構築事業の推進と、施策の10、地域組織・団体間の連携及び地域課題への対応を新規事業として取り組むこととしております。

29ページですが、施策の16、スポーツや健康づくり・介護予防活動を通じた交流の促進を新規事業として取り組むこととしております。

30ページでは、地域ぐるみで子育てを行うために、児童センター、児童館におけるボランティアの参加促進など、こども課が中心に取り組む施策を掲載しております。

31ページからは、基本目標に福祉教育とボランティア活動の推進について記載しております。

32ページのまとめでは、地域福祉はなぜ必要なのか、お互いさまの気持ちなどを伝えていくことが必要である。外国人へ障がいなどの情報提供、ノーマライゼーションの理念の普及などが大切であるとの提言をいただいております。市民は、福祉や地域福祉に関心を持ってボランティア講座や活動に参加することが期待されています。

33ページからは各担当課の施策を掲載しております。

34ページでは、新規事業として施策の28、多様な福祉課題への理解の促進を図ることとしております。

37ページからは、基本目標の福祉サービスの利用促進について掲載しております。

38ページですが、市民の役割として悩み事があるときは相談窓口にご相談しよう、すなわち助けられ上手になりましょう。地域に支援が必要な人がいれば、民生児童委員を通じて福祉

サービスにつなげよう、すなわちおせっかいおばさん・おじさんになりましょうなどが期待されております。

40ページには、新規事業として地域包括支援センター事業の充実、相談員の連携などが掲載されております。

41ページには、生活困窮者の自立支援事業、在宅生活支援・介護予防・日常生活支援事業など、新規事業として取り組むこととしております。

44ページをお願いします。

44ページからは、基本目標の 、安全・安心な地域づくりの推進について掲載しております。45ページの地域に期待される取り組みとして、さまざまな団体同士で連携を図りながら地域の防災、防犯体制をつくるのが期待されております。

施策の58、地域防災リーダーの養成など、新規事業に取り組むこととしております。

48ページ、49ページにおいては、災害対策以外として、振り込め詐欺など、防犯活動や子供や高齢者などの交通安全にも地域と連携して取り組むこととしております。

52ページについては、計画の推進体制を掲載しております。

53ページ以降は、資料編として人口の状況、アンケート結果の概要などを掲載しております。以上で説明を終わります。

健康福祉部長（佐藤 誠君） きょう、第2期の地域福祉計画の計画素案について御説明をさせていただきましたけれども、本来であればもっと早く皆さん方のお手元にお配りをいたしまして、目を通していただいてからのきょうの御説明ということが本来の姿でありましたけれども、ちょっと取りまとめるのに少々時間がかかりまして、おくれましたこと申しわけございませんでした。

それともう1点、災害時要援護者の支援体制の整備というものが基本目標の の中にございます。これにつきましては、先般の一般質問の中でも私のほうでお答えさせていただきましたように、災害時要援護者の台帳等といった制度につきましては、国の法律が一部改正されたことによりまして、それを受けて本来の災害、いろんな災害がございますけれども、災害に即した、その状況に応じた制度というものを再構築するために、今抜本的に見直しておるところでございますので、そういった部分でいきますと、ここの計画の中にありました分については、パブリックコメントを経た後にその辺のところについては変えさせていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（天羽良明君） この件に関しまして質疑を行います。

質疑のある方はお願ひいたします。

副委員長（山口正博君） 先ほど地域の範囲、特に重視する地域の範囲ということで、14の自治会単位の地区社協ということなんですが、地区社協でも地域によって物すごく温度差があると思うんですが、これを実際に実行していく手だてというのは何かありますか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 基本的に、社会福祉協議会は地域福祉を推進するといったことが仕事の中心になっておりますので、社会福祉協議会の職員は地域福祉を担当する職員

も多数いますので、そういった職員と連携を図りながら、地域の実情に合った取り組みをしていきたいとまず考えております。

地域によっては、先ほど自治会と社会福祉協議会の関係、いろいろ地域によって異なりますので、一つの方法で進めるというのは難しいかと思えます。ですから、地域の社会福祉協議会の関係者の皆さんと、自治会の関係者の皆さんと相談しながら進めていきたいと。地域で、できたらリーダーとなる方が中心に活躍していただくとありがたいと思っております。

委員（川上文浩君） まず期間のことなんですけれども、総合計画が平成31年までであるのに、これは地域社会活動計画にあわせてから平成30年になっているのか、総合計画との兼ね合いの中で、これはどうなのかなと思うんですけれども、いかがですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 今回は、平成26年から平成30年という5年間の計画を予定しているわけですが、平成25年で計画が切れるということで、新たな計画を策定することと、それから社会福祉協議会の活動計画については、市の計画よりも2年前につくっていましたが、時期が違っていたということで連携がとれていなかったという課題がございました。

それで、今回は社会福祉協議会の活動計画を2年おくらせてつくることになったという事情もあります。総合計画と1年のずれがあるわけですが、やむを得ないと考えています。

基本後期計画も平成28年から始まりますので、そういったところで見直しもあれば、連携も図っていきたいと考えております。

委員（可児慶志君） 地域における拠点の施設、あるいは人材というのは非常に大きなポイントになってくると思いますが、なかなか拠点の施設を確保することって難しいというふうに思うんですが、公民館等を使われるかもしれないんですけど、公民館も結構いっぱいですので、この辺もじっくりと地元とよく協議をしてやっていただきたいなというふうに思います。

それから人材の育成なんですけれども、かねてから私申し上げているんですけれども、ボランティアの育成をされると執行部側はよく言われるんですけど、私は非常に厳しい言い方ですが、育成はできていない、はっきり言わせていただいて。任意でボランティア活動をしている人たちをあちこちへ引っ張り出すだけで、ボランティア活動を課しているだけにしか私には見えません。

だから、それぞれに独立の目標を持ってボランティア活動をしている人たちをあらゆる福祉活動に引っ張り出して、あれやれこれやれというような方法は本当にやめてもらいたい。そうでないと、それぞれの団体の活動をする人たちが減っていつてしまっているというような現状があります。それはもう承知していると思うので、施策の実施を急ぐというのは、執行部側からすると当然理解はできるけれども、長期的に見るとそれが失敗に終わるんですよ、人材確保につながらないということで。だから、この辺の人材確保については本当に慎重に対策を考えて、じっくりと取り組んでもらうように、実施の段階において気をつけてやって

もらいたいというふうをお願いをしておきます。

委員（川上文浩君） 私も似たような考えを持っているんですけども、基本的に自治会の負担って今すごいですよね。今ざっと見ただけですけども、どうしても自治会頼り、自治会の組織頼りというところで、第四次総合計画の中にもありますけど、自治会の加入率が目標数値を達成できていないというような現状の中で、これをどうやって実現していくのかということが非常に大きな課題となるわけですが、その辺のところはいかがですか。

健康福祉部長（佐藤 誠君） 例えば一例を挙げますと、社会福祉協議会、地域福祉の担い手であるわけですね。社会福祉協議会は、それぞれの地区で地区社協というのがあります。それぞれ会費というものをそれぞれ納めてみえるわけですね、それぞれ自治会員がですね。そうしますと、自治会の加入率が低いところでいきますと、どうしても限られた方から集めた社会福祉協議会の会費をもって最終的にはそれを活動に充てるといったことになると、自治会に入っていない方は何らかの会費を納めていないものですから、そこで不公平感があるといったような現状がございます。

先ほどの話、何もかも自治会のほうに全てお願いをするといったようなところもあるわけなんですけれども、やはり地域の主体となるのは、例えば地域であれば自治会というものが主体になってくるのかなあというふうに思いますけれども、やはりその辺のところは加入率が低いといったような状況もございますので、いかに自治会の加入率を、自治会の努力として、そして行政として何がそれを支援できるのか、応援できるのかということもあわせて自治会の加入率を上げていくということが求められておるところかなあと思いますけれども、現実的には集合住宅が多かったりとか、あるいは外国人の世帯が多かったりといったようなさまざまな状況の中で極めて難しい状況ではあります。

ただ、自治会の皆さん方で、例えば災害時の関係であれば、台帳をそれぞれの自治会の中でつくっていただいて、いざ災害が起きたときのために日ごろから訓練を行ってみるところもあります。ただ、一方で、自治会に入ってみえない方はそこに参加できておるのかどうかというふうになると、できておらないというような状況もあります。

こういったところを見ますと、地域福祉を推進するためには、自治会というのも大きな要素ではありますが、それ以外の、例えばNPO法人ですとか、いろんな活動団体が横断的にやることによって、地域を網羅していくといったようなことが求められておるところであるというふうには私は思っております。

委員（川上文浩君） もう1点、そういったことであるならばということで、社会福祉協議会は非常に大きいウエートを占めていきますよね、今後もね。社会福祉協議会というものは今過渡期にあると思うんですけども、まず地区社協とのかかわり方、それから社会福祉協議会のこれからの可児全体のあり方でいくと、福祉の総合的なコーディネートしていく役割、それと民間事業者として事業を担っていつている、指定管理者としての役割があるわけですが、これは非常に各地で今問題になるというか、非常に中途半端な体制になってきて、どちらかにシフトしていかなくちゃいけないんだろう。

例えば民間から民間できちっとやっていく、公がやるならやっていくと。非常に今曖昧な中途半端な形で社会福祉協議会が成り立っていて、職員も3人ほどこちらから派遣しているような状況の中で、地区社協は独立してやっていますよね、ある程度ね。

そういった中で、それを総合的に、地域包括支援センターなんかも全て見ていくような体制である社会福祉協議会を今後どのようなところへ持っていくというのが、これを見ると、ざっと見ただけなんですけれども、非常に曖昧のまま進んでいってしまっているような気はするんですけれども、その辺の現在の社会福祉協議会の位置づけというものをどこに、この5年間の計画の中では持っていこうとしているんですか。

健康福祉部長（佐藤 誠君） これは、社会福祉協議会のほうに理事会とか評議員会というのがありますし、そういったところで方針というものは決定されていくということだと思いますけれども、この地域福祉計画の中でいきますと、社会福祉協議会、あるいは地区社協の役割というのは極めて大きな存在であるということでございますし、そのように位置づけがしてあるということでございます。

この地域福祉計画のもといたしまして、その後に活動計画というものを並行して、社会福祉協議会のほうで策定を今現在してある段階でございます。そういったところで、地域福祉の担い手ということで、社会福祉協議会の大きな役割があるということでございますし、社会福祉協議会のそれ以外の、例えばふれあいの里とか、デイサービスとか、そういった事業もあります。社会福祉協議会の役割は、大きな柱としては地域福祉の担い手でありまして、そしてほかの民間事業者がなかなか手を出しづらいようなところ、例えば障がい福祉の関係ですとか、そういったところに軸足を移してやっていくというのが社会福祉協議会の姿かなあというふうには私のほうは考えておりますし、そのように社会福祉協議会と連携をしていきたいというふうに考えております。

委員（川上文浩君） どちらかと言うとはっきりしていなくて、今またぼやあっとぼやかされたようなんですけれども、やはり5年間の計画ですから、この後にまた新たな計画が出てくるということですよ。

平成30年までの計画ということになるわけですが、その中で、やはりある程度の方向性と次の5年間に、じゃあその5年間に社会福祉協議会はどういう状況まで持っていきたいのかということまで、そこが一番僕は問題だと思うんですね。この計画はいろいろたくさんあって、これは結構なことで、できれば本当に素晴らしいことで、なかなかそんなボランティアみ頼ったような地域福祉なんて確立するのは難しいことであるとは重々わかっていますし、やはりそのキーマンはやはり社会福祉協議会なんですよ。だから、その本体と地区社協とのかかわりとか、社会福祉協議会は今後どうあるべきだという、あるべき論というものをこの中で明確にしていけないと、なかなかこの計画というのはいま進んでいかなんじゃないかなと思うんですね。

例えば社会福祉協議会が全てずぼっと抜けて、全て民間事業者にかわった場合、例えば指定管理を公募にした場合なんかでどこまでやっていけるかという、いやここは公の部分は

すごく担っているから、特定指名でずうっといきますよという時代がずうっと20年、30年続けられるのかどうかということも踏まえて考えていかなくちゃいけないと思うんですね。

だから、その組織を行政として、公として守るのであれば、やはりそういったところを担保していかないと、事業は、競争になった場合に民間企業に負けてしまうという可能性も非常に高いわけですから、そういったところで社会福祉協議会の位置づけというものは明確にしながら、10年、20年というものをどうしていくかという方向性を示した上で計画を立てていくというのが非常に大切なことなのかなあということで、部長、非常に難しいとは思いますがけれども、やっぱり可児市として可児の社会福祉協議会をどういう方向に持っていくのかということは明確に示すべきだと思うので、そのこのところ、今後は、時間はかかるかもしれませんがけれども、極力やはり明確に示せるようにしていただきたいというふうに思います。健康福祉部長（佐藤 誠君） 今、川上委員が言われましたように、社会福祉協議会の今置かれておる現状というのは極めて厳しいというところがあるというふうには認識しております。

これまでのような社会福祉協議会の体制でこれから行けるのかどうかといいますと、これははっきり申し上げて、このままではいけないということだと私は思っております。

ですから、この地域福祉の担い手というふうに位置づけております社会福祉協議会が、今後どういうふうに生きていくのかということは、先ほど言われましたように、この5年間、地域福祉計画の中に位置づけられております社会福祉協議会、そして活動計画も今策定しつつありますが、その社会福祉協議会がどのような今後の方向性を持っていくのかというのはきちっと示していくべきだというふうに思っておりますので、それも皆さん方の御意見、御提案等もいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

御意見等でも構いません。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、この件に関しましては終了します。

続いて、説明事項4の可児市健康増進計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部参事（小池百合子君） 今回の健康増進計画は、国の健康増進法に基づいて第2期目を策定することになっております。

計画期間は、平成26年度から平成30年度の5年間となっております。

第2期計画の重点としましては、現在可児市の健康づくりに4つの重点の柱を上げておりますけれども、それに基づいたものに位置づけて、各年代のライフステージに合わせた取り組みをより具体的に体系化して計画を策定するようになっております。

今回の計画の策定におきましては、庁内の検討委員会、それから市民の皆さんによる策定委員会を持ちまして策定の組織を成り立てております。平成24年度に健康づくり市民アンケ

ートの実施をいたしまして、平成26年1月にはパブリックコメントの実施を予定しております。詳細につきましては、担当課長のほうから御説明させていただきます。

健康増進課長（井藤裕司君） 今、参事のほうから説明がありましたのと重複しますが、改めて御説明のほうをさせていただきます。

資料のほうは7で概要についてと、それから後ろにA3で骨子の部分がございます。それから、計画書についてはお手元のほうに事前にお届けをさせていただいていると思いますので、よろしくをお願いします。

健康増進計画につきましては、平成21年度に策定して、今年度、平成25年度が計画の最終年度となっております。この計画期間が終了するに当たりまして、その取り組みを評価した上で、新たな課題について、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むという視点を盛り込んで、市民、地域、行政が連携して市民の健康づくりを推進していくことを目的に、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とした健康増進計画の第2期の計画を策定しようとして進めてまいりました。

この健康増進計画は、市民一人一人が自発的・自立的に自分に合わせた健康づくりに取り組むとともに、地域との共同による健康づくりにより、生涯を通じて生き生きと心豊かに健康に暮らしていただけるまちを目指していこうというものでございます。

この計画策定に当たりましては、国の健康日本21の第2次計画、それから岐阜県の第2次ヘルスプランぎふ21の内容も考慮した上で、平成25年1月に実施しました健康づくりに関する市民アンケート調査、こちらから見えてきた課題を踏まえまして、計画の基本理念は前期の計画と変えることなく、計画の体系をより市民にわかりやすい計画にしようというふうにして工夫をまいりました。

具体的に申しますと、各ライフステージごとに「身体活動・運動」「栄養・食生活」「喫煙」「アルコール」「休養・こころの健康」「歯の健康」「生活習慣病等」の7つの分野に分けて、市民が個人で取り組むこと、それから地域として取り組むこと、行政として取り組むこと、つまり自助、共助、公助に整理してそれぞれの取り組みをできるだけわかりやすい内容で明記をしました。

例えば妊娠出産期のお父さん・お母さんが自分の健康について、どんなことに気をつけて生活すればいいのか、それから地域や行政や自分たちにどんなことをしてくれるのか、どういう形で見守ってくれるのか、そういったようなことを計画書の妊娠・出産期のページ、そこだけを見れば大体わかるように計画書を整理していきました。

最後に、基本的に健康づくりというのは市民一人一人が自発的・自立的に自分の生活スタイルに合わせて取り組んでいくものであるというふうを考えておりますけれども、そのきっかけづくりとして行政が特に重点を置いて取り組んでいかなければならない、そういったポイントを4つ位置づけました。

1つは歩こう可児302による健康づくり運動、2つ目には特定健診は健康度のチェック機能、それから3つ目に食生活の改善は若年期からの栄養バランス、4つ目に市民参加によ

る健康づくり、この4つの重点ポイントをより効果的に実現していくために、その取り組みとしてこの計画期間5年間に行政として、できるところから実践していきたいというふうに考えております。

健康増進計画の策定に向けた今後のスケジュールとしましては、来年1月6日から27日までの期間でパブリックコメントを実施しまして、いただいた意見等をもとに修正が必要な部分については修正をさせていただいて、3月に最終的に完成したものを議員の皆様方にもお届けをさせていただけるというふうに考えております。

なお、今回の計画書につきましては、前の計画書のように印刷製本してというようなことは考えておりませんで、必要に応じて修正していけるような形で整理していきたいというふうに考えています。以上でございます。

委員長（天羽良明君） この件に関して質疑を行います。

委員（川上文浩君） まだこれはこれから作り上げられるということで、内容を見ると、市民が読むとわかりやすそうな内容になっていますよね。

ただ、そこでちょっとお願いしたいのは、行政の取り組みとあるじゃないですか。そのところで、やはり担うべき担当課とか、そういうところを入れていくと非常にわかりやすく、これはできているかどうかというのが非常に比較しやすいので、これをつくれるイコール実現したい施策がこの下にひっついてくると思うんです、やりたい施策というものが個別に。そういうのをもう少しわかりやすくこういうところに入れられるといいなというふうに思うので、もしそういうことが可能であれば、ちょっと考えていただければありがたいなというふうに思います。

健康増進課長（井藤裕司君） 健康増進計画の案のところ、第5章になりますけど、重点的な取り組みと計画の推進、ページで言いますと103ページになりますけれども、市が取り組む重点ポイントというところで、先ほど4つの重点を位置づけましたけれども、その4つの重点において、どういった取り組みをしていくのかという取り組みを、まだここに具体的にはなかなか書いていくことができませんが、基本的に取り組み一つ一つにそれぞれ担当課、基本的には健康増進課が多くなるのは当然なんですけれども、総合政策課とかスポーツ振興課、そういったところと連携をしながら、それぞれの役割を担っていくような形で、具体的な取り組みをこの5年間で実践していきたいというふうに考えておりますので、この計画書にもっとより具体的な内容で書かれるというのは、ちょっと今のところは予定しておりませんが、考えとしては、すぐにできるものから実践していこうというふうに考えております。

委員（可児慶志君） きのうの新聞だったと思うんですけれども、福井県が学力、体力とも上位にあるというのがありましたね。非常に重要な点だなと思っているんですが、確かに教育委員会関係ということもあるかもしれませんが、全体として子供たちの体力向上、ここというのは結構市民に動機づけるには非常にいい材料じゃないかなというふうに思うんです。

年いってからとか、壮年期になってからということではなくて、若いうちから運動という

のは習慣づけておかないと、急に年いってからできるわけではない。基礎体力をやっぱり小さいときから養っていくということが基本的な健康増進につながるということがあるので、今の部長の話にもあるんだけど、各部署等も十分連携をしてやっていくということがすごく大事で、その中でも特に小さいうちから体力向上というのを、運動をする習慣をつけていくというのはすごい大事なことだと思うんです。ぜひ、そののところを強く連携して、強調してちょっと持ち出しをしてもらいたいなあというふうに思いますが、どうでしょうか。

教育委員会との連携を具体的に、何か方法を模索しているところはありますか。

健康増進課長（井藤裕司君） 今いただきました御意見、庁内できちっとそれぞれの部署と連携をして取り組んでいくということについては、これからもやらせていただきます。この健康増進計画をつくるに当たっては、庁内のそれぞれの担当課の担当者に集まってもらいまして、それぞれの部署でできることは何かというようなところも協議をしながら、でも、今までのようにそれぞれの部署でそれぞれのことをやっていくのではなくて、それぞれが連携して相乗効果を持っていけるような形で健康づくりを進めていくということは、これから一生懸命考えていきたいと思えます。

それから、健康づくりというのは、市民一人一人が自分で考え、自分に合った形でやるということが一番重要であると思えます。ただ、そのきっかけづくり、動機づくりとして行政がやるべきことはたくさんあると思えます。

今おっしゃられたように、若いころからの健康づくり、ここら辺のところは今一番、若いから余り健康に気をつけない、自分は大丈夫だというふうに思って、何かに取り組むということがないというのもありますので、こういった部分は若いころからの健康づくりが将来自分の健康、長いこと健康寿命を延ばしていくというところで重要であるということは、どんどんいろんな機会を通して市民の皆さんにお伝えしていこうというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

御意見でもありましたらば、お願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

そのほかに、何かございましたらお願いいたします。

健康福祉部参事（小池百合子君） 事前通告なしで申しわけありません。

せんだって、皆様のボックスのほうに、12月21日に講演会を行うというお知らせを配付させていただきました。

在宅医療に関する講演でありまして、岐阜市の小笠原内科という医療機関の先生が一医療機関で行っている終末、最後のみとりをおうちのほうで行うというのを趣旨に行ってみえますので、議員の皆様方もぜひお時間ありましたら、土曜日ですけれども、お出かけくださればと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（天羽良明君） そのほか何かございましたら。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時41分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月16日

可児市教育福祉委員会委員長